

令和6年

10月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年（令和6年）10月11日（金）14：30～15：00	反 訳：西 都
■場 所	和泉市コミュニティセンター1階 小集会室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 飯村 りか 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 1 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 [欠席委員] 計（2名） 3 西辻 達佳 14 岡田 如弘 [事務局] 計（5名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

友田会長	皆さんこんにちは。お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
事務局	（会長挨拶） それでは、これから農業委員会総会を開催いたします。 早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は3番西辻委員、14番岡田委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人は、12番仲野充委員さん、13番森忠清副会長に、御両名にお願いいたします。 （両委員の承諾あり） それでは、議案書1ページをお願いいたします。 10月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号となっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第1号、1番、伏屋町四丁目の物件につきまして事務局から説明願います。

事 務 局	事務局の伊藤でございます。 議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、伏屋町四丁目で、地目は、田 1 筆、畑 5 筆、面積は合わせて 4, 3 0 5 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 1 0 0 m、徒歩で 5 分の距離に位置しております。 譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は 6 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「近接地に影響がないように営農いたします。」とのことです。 続きまして、地区担当の有住委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 1 件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。
事 務 局	議案第 2 号、1 番、東阪本町の物件につきまして事務局から説明願います。 事務局の岸田でございます。 議案書 5 ページ、1 番について説明させていただきます。 物件の所在地は、東阪本町で、地目は、田 1 筆、面積は 2 8 2 m²、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は農用地以外の農地で、集団的に存在する農地であるため、第 1 種農地と判断されます。 転用目的は戸建住宅で、譲受人は現在堺市に住んでいますが、譲渡人である父が所有する和泉市内の農地を耕作していく上で最適である申請地を譲り受け、戸建住宅に

友田会長	転用するものです。 続きまして、地区担当の西川委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。 続きまして、議案書6ページをお願いいたします。 議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第3号、1番、福瀬町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書7ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は、福瀬町で、現況地目は、畑2筆、面積は合わせて2,558㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、ミカンを栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地でミカンを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
友田会長	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第3号、1番については許可をすることに決定いたします。

事 務 局	続きまして、議案書 8 ページをお願いいたします。 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画 1 件を、別表のとおり要請するものいたします。 議案第 4 号、1 番、阪本町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書 9 ページ、1 番について説明させていただきます。 物件の所在地は、阪本町で、地目は、田 6 筆、面積は合わせて 2, 263 m²でございます。 貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 なお、本件については、農地中間管理機構と借り手との間でのみ、新たに権利設定をする計画となっております。 続きまして、地区担当の西川委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、借り手に意思確認いたしました。借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 4 号、1 番については許可することに決定いたします。
事 務 局	続きまして、報告案件に移ります。 議案書 10 ページをお願いいたします。 報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 3 件を、専決により受理しましたので報告いたします。 議案書 11 ページを御参照ください。 以上で、本日の案件は全て終了いたしました。 皆さん方で何か意見、要望がありましたらお聞きしたいと思うんですけど、何かございませんか。 私からちょっと聞くけど、1 種農地でも家は建てられるの。 はい。基本的には、1 種農地というのは、10ha 以上の農地がまとまってる地域になるので、原則的には許可はできないという地域になるんですけども、例外的な例がありまして、1 種農地でも、その 1 種農地の端っこに位置してて、その周辺が住宅とか建ってるような地域であったり、そこを転用しても、ほかの農地を分断するおそれがないといった場合であれば、集落に接続して設置される住宅、日常的に使うよ

	うな施設ということで、例外規定に該当して許可がされることがあります。
	今回は、1種農地なんですけれども、市街化区域に隣接してるところで、1種農地の端っこに位置してるため、大阪府の事前の説明会でも、問題ないかなというところではあります。
飯村委員	友田さんが今おっしゃってるのは、5ページのことですか。そう、私もそう思いました。家建てれんねんなって思いましたけど、そういうことなんですね。
友田会長	例外規定ってややこしいんやけど、そない思うて、家を1種農地で建てれるなと思っていくと、建てられない。
	こんな角の端っこやったらいけるという、そういうことやな。
事務局	はい。
友田会長	家が、周辺にあったら建てられる可能性があるということやな。
事務局	はい。
	今回、横がすぐ市街化なんで、幅員も直前まで広がったりするので、開発のほうも手続が進んでて、見込みがあるかなというふうになっております。
飯村委員	どんどん広がっていった家建てられるの。
事務局	同じ人が続けてとなると、例外規定の悪用みたいなことを言われるので。
友田会長	別の人やったら。
事務局	別の人だったら可能性はありますね。
飯村委員	孫ぐらいまでですよ、建てられるのって。
友田会長	それは関係ない。
飯村委員	今回は譲渡人がお父さんで、譲受人が息子さん。
事務局	そうです。お父さんも娘夫婦も堺に住んでるんですけれども、和泉に農地を持ってて、そのうち、農地の端っこに位置してるところに家を建てるものです。
友田会長	1種農地やったら、そこ道路走っても横に建てようと思ったら、建てられへんねんな。
事務局	1種農地の場合でも、もしここに大きい道路が走ってて、周辺に公共施設とかあれば、1種じゃなくて3種農地と見ても大丈夫という規定も別であるんです。
友田会長	1種農地の内容よ。私も分からへんけど。書いてやな、こういうところはいけますよというてやな。
事務局	1種農地が例外規定だらけで、文字だらけになってしまいます。
友田会長	構へんやん。皆さんに知ってもうたらええやん。
事務局	分かりました。
飯村委員	またネットで調べます。自分で調べます。
友田会長	ほかに何か御意見ございませんか。
井阪委員	この辺の周辺道路いうのも、南北につながる、何か計画道路があるんやったら、できるだけ早めんと、渋滞、物すごい規模の渋滞起こってる。またこれからもいろいろ計画がなされてる段階と思うけども、開発がなればなるほどに、この渋滞が激しくなっていくことを。えらいことになりそうな予感がするんですけど、いかがでしょうか。
	また、その周辺道路の南北の道、あるいはまた走る道、いろいろ計画、議員さんとかがなさってると思うんですけれども、とにかく動かん、走ったら動かんというよう

	な、こんな状況が起こりそうな、そんな予感がするような事態になってきていると思う。 また十分な計画なされて、和泉市として発展できるような状態に、何か、さっぱり分からへんねんけど、この辺の桑原地区、阪本地区、観音寺地区に何か計画がなされてるようなことも伺うんですけども、どうかなと思います。
友田会長	道路計画は、分かったらちょっと説明してあげて。
事務局	分からないです。
友田会長	要は、地域計画が分からんけど、そういう、今、井阪さんが言うてるような状況の中で、桑原とか阪本町とか、そういうところでそういう計画がやな、なされてるか、なされていないかということも、分かる、分からん。
事務局	全く分かりません。
井阪委員	また桑原地区においては、農用地自体も案外たくさんあると思う。
事務局	都市計画は管轄してる部門があったり、道路河川が管轄してる部門であったり、いろんなところが重なってるお話。
友田会長	井阪さんね、私はある程度分かんなねんけど、私が言うことややこしなる。事務局で内容を調べて、次のときに報告をさせていただいて、その上でまた質問をと。
井阪委員	ありがとうございます。
友田会長	それと、事務局に言うとかけど、今おっしゃったことをしっかりと書いてな、議事録に書いて、それで、市長にこういう提案があるということで、出すように。要望出す。こういう話があったから、こういうことで。
事務局	今の話で要望的なことを出すのであれば、関係部署を巻き込んで委員会で説明をしてもらうといった判断は必要かなと思うんです。
友田会長	要望やから。
事務局	要望となってきたら、その道路が混むことで、農業をする上で何か影響があるので、農業委員会として何を要望しますとしないと、農業委員会としての要望としては、ちょっと難しいかもしれない。
井阪委員	漠然とした話題で申し訳ない。
友田会長	要望にできるように書いたらそれでええんや。
井阪委員	その話が、町会長さんはじめ、地区の町会長さんが、いろいろと要望なされてるのと重な合う部分もありますけども、農業委員がおっしゃってるように、委員長さんがおっしゃってるように、農業委員会として、これは大変なことやでという気づきが早いこと、何年も異議なし、異議なしという調子で、我々本当にここに来てる意義があるんかどうかというようなことまで考えると、もっと早く気づいて、こない言うといったらよかったなと思ったら、悔いが残るんじゃないかという懸念を言うてますねん。
友田会長	懸念というよりも、そういう形でな、要望されてるという格好でやってもろうたらええし、これもやっぱり1種農地のところ通るんやから、それもやっぱり今後のその地域の通るところの関係もあるので、その辺もどないなってるかという質問があったり、要望があったと、早くしてほしいとか、そういうのを書いて、きっちり議事録に書いて、農業委員会から要望するんやったら、農業委員会我々、判押すんでね、そ

事 務 局	ういう格好で前へ進めていただけたらいいんちゃうかなと思いますので、事務局さん、よろしくお願いします。 要望としては、特に反対ではなくて、対策をしてくださいという、その方面でいいんですか。
飯 村 委 員	井阪さんは農業委員会に今言うてはるので、委員さんに言うてはるんですか。どちらですか。友田さんに意見言わはったんかなと思いましたけど、私。
友 田 会 長	こっち側になってしまってますやん。 ここは農業委員会ですから、農業委員会として、大事なことやから、農業に関連することやから。 例えば、今１種農地のとこ、道つけるといって、計画ありますやん。それを進めてもらうということで、意見として出すのは、それはもう委員会に出したらいいんちゃうかなと思いますね。 皆さん反対やったら別やで。そのほうが地域の、やっぱり農業するにしたかて、車通れたら便利やし、入れたら便利やしね。 なかなか、子供や孫に来てもらおうと思ったって、車行けへんかったら、もうこんなところできへんというて、なかなかしてくれへんところもあるし、そういう意味では、やっぱり便利になるようにして、ちょっとでも農業が活性化できるようにしたらいいんじゃないかなと、私はそう思います。 それでは、よろしいですか。 そういうことで、御意見がないようでしたら、農業委員会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

	閉会時間 １５時００分 上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。 会 長 委 員 委 員
--	--